（国際協力課）

第十四条　国際協力課においては、次の事務をつかさどる。

一　陸上総隊の行動に関すること（運用課の所掌に属するものを除く。）。

二　陸上自衛隊の部隊等が自衛隊法第三条第二項第二号に掲げる活動を円滑に実施するために行う、当該活動が実施される外国の住民その他の関係者の理解及び協力を確保するための業務に関する見積り及び計画に関すること。

［条を加える。］

（システム通信課）

第十五条　システム通信課においては、次の事務をつかさどる。

一　通信、暗号及び写真（航空写真を除く。）に関すること。

二　電波の使用及び監理に関すること。

三　陸上総隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

［条を加える。］

（後方運用部の分課）

第十六条　後方運用部に、次の二課を置く。

後方運用課

装備課

［条を加える。］

（後方運用課）

第十七条　後方運用課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に関する後方補給見積り及び後方補給計画に関すること。

二　輸送に関すること。

三　部内各課の所掌事務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

四　部内の事務の総括に関すること。

［条を加える。］

（装備課）

第十八条　装備課においては、次の事務をつかさどる。

一　装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）（衛生器材を除く。以下この条において同じ。）の補給、保管及び整備の実施計画に関すること。

二　装備品等及び装備品等に関する役務の調達の実施計画に関すること。

三　装備品等の制式及び規格の改善並びに標識に関すること。

四　給養に関すること。

五　装備品等の調達、補給、保管及び整備に関すること。

［条を加える。］

（日米共同部）

第十九条　日米共同部においては、防衛及び警備の実施に必要なアメリカ合衆国の軍隊との調整に関する事務をつかさどる。

［条を加える。］

（部長、副部長及び課長）

第二十条　部に部長（うち情報部長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、課に課長を置く。

2　情報部及び運用部に、それぞれ副部長一人を置く。

3　前二項の職員は、陸上自衛官をもつて充てる。

4　部長は、陸上総隊司令官の命を受け、部務を掌理する。

5　副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。

6　課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

［条を加える。］